実務経験証明書の確認方法について

実務経験証明書の記載内容について、虚偽記載の疑いのある事案や、各種法令で請け負うことが禁止されている工事における経験を記載する事案等が相次いで発生したことを踏まえ、記載内容をより慎重に確認することとしています。

具体的には、審査にあたり、各年に請け負った代表工事１件について、工事内容を確認できる書類（契約書、注文書、注文請書、請求書等）の提示をお願いしておりますが、令和９年１月１日以降の申請については、以下の運用といたします。

ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

１　裏付書類について

実務経験の必要年数のうち、少なくとも５年分の工事実績について、各年に請け負った代表工事の裏付書類の提示を必須とします。なお、必要年数が５年以下の場合は、必要とされる全年数分の提示を求めます。

ただし、（元）使用者が現在も許可業者であり、（元）使用者の当時の許可業種と、実務経験証明書の経験業種が一致する場合は、一致した年数分について裏付資料の提示があったものとみなします。（(元）使用者が証明者である場合に限る。）

２　証明者について

（元）使用者による証明を原則とします。ただし、（元）使用者の証明を得ることが困難な事情がある場合は、申請者本人による自己証明を認めます。この場合、証明者は必ずしも建設業許可業者である必要はありません。